

路外駐車場設置及び届出の手引き

令和7年6月

所沢市 街づくり計画部 都市計画課

路外駐車場設置及び届出の手引き

— 目次 —

1. 路外駐車場設置に係る届出制度の概要・・・・・・・・・・	2
2. 設置届出等の事務手続き・・・・・・・・・・	6
3. 路外駐車場の届出に必要な書類と部数・・・・・・・・・・	9
4. 路外駐車場の構造及び設備に関する技術的基準・・・・・・・・	10
5. 特定路外駐車場の構造及び設備の基準・・・・・・・・・・	17
6. 駐車場管理規程・・・・・・・・・・	20

様式集

1. 路外駐車場設置に係る届出制度の概要

(1) 路外駐車場設置の際に届出を規定している法律

①駐車場法

路外駐車場に関する法律として、「駐車場法」が昭和32年に制定されています。都市計画区域内の路外駐車場管理者は、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場で、一般の用に供するものは、駐車場施行令で定める技術基準に適合させなければなりません。

また、駐車料金を徴収するものは、この法律に基づき位置、規模、構造、設備そのほか必要な書類を届け出る必要があります。届け出ている内容について変更する場合もまた同様に届け出なければならないと規定されています。

②高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下バリアフリー新法）

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充したバリアフリー新法が平成18年12月20日に施行されました。この法律の施行に伴い、「特定路外駐車場」を新たに設置する場合は、都市計画区域の内外を問わずにバリアフリー化の基準に適合するよう規定されています。

③埼玉県福祉のまちづくり条例

埼玉県福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害者をはじめすべての県民が安全で快適に生活できる生活環境、社会環境の整備を実現するため、平成8年4月1日に施行されました。この条例において、駐車場法第12条により届出が必要となる「特定生活関連施設のうち路外駐車場」については、届出及び整備基準遵守について規定されています。

なお、書類受付は所沢市都市計画課（TEL04-2998-9192）、書類の受理、適合審査については埼玉県福祉部福祉政策課（TEL048-830-3391）の所掌となっています。

バリアフリー新法及び駐車場法において届出が必要な路外駐車場

	バリアフリー新法※ ²	駐車場法	福祉のまちづくり条例※ ¹ ※ ²
法令上 名 称	特定路外駐車場	路外駐車場	特定生活関連施設のうち 路外駐車場
対 象 区 域	全て	都市計画区域内	全て
対 象 規 模	駐車スペース 500㎡以上	駐車スペース 500㎡以上	駐車スペース 500㎡以上
そのほ か	駐車料金徴収	駐車料金徴収	駐車料金徴収
利 用 形 態	一般の用に供するもの	一般の用に供するもの	一般の用に供するもの
除 外 駐車場	道路、公園、建築物、 建築物特定施設の駐車場	—	公園、建築物の駐車場
届出先	市都市計画課	市都市計画課	市都市計画課（経由） 埼玉県福祉政策課（検査等）

※1 埼玉県福祉のまちづくり条例の手続きについては、埼玉県 HP の「福祉のまちづくり条例に基づく届出の内容」（埼玉県福祉部福祉政策課）に掲載されています。



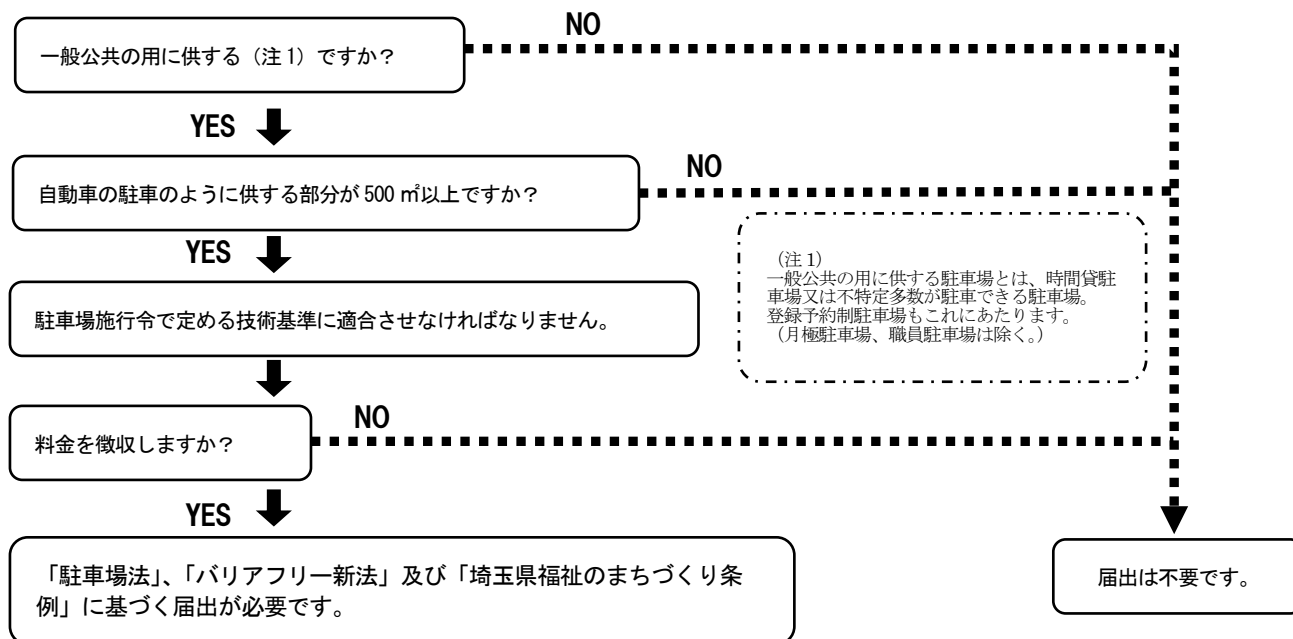
<福祉のまちづくり条例に基づく届出の内容>埼玉県 HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/kenko/fukushi/fukushi/machizukuri/fukushijore/index.html>

※2 建築物に付随して整備する駐車場のバリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例については、所沢市建築指導課（TEL 04-2998-9180）にご確認ください。

路 外 駐 車 場 届 出 フ ロ ー

「駐車場法」や「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく路外駐車場の届出のフローは以下のとおりです。



※バリアフリー新法の届出は駐車場法の届出に添付することができます。

（1）路外駐車場の届出について留意事項

①一般公共の用に供する場合に該当しない駐車場

- ・番号やプレート等で契約者の駐車スペースを固定した月極契約のみを扱う駐車場
- ・その建築物の従業員など特定の人以外は利用できない駐車場

②都市計画駐車場及び付置義務駐車場の取扱

都市計画駐車場及び建築物に附置される附置義務駐車施設であっても自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収し一般公共の用に供される場合は、駐車場法の路外駐車場に該当するので届出の対象になります。

③バリアフリー新法の特定路外駐車場から除外される路外駐車場

路外駐車場には、道路の付属物、公園の施設、建築物及び建築物の付属施設になっているものがあります。これらの路外駐車場のバリアフリー化の基準適合義務は、路外駐車場管理者とそれぞれの施設管理者が義務付けを行なうことになっています。例えば、建築物である場合には、建築確認により建築前に審査することが可能であり、道路、公園についてもそれぞれの管理者がバリアフリー化の基準適合の義務を果たしています。このため、これらの施設（道路、公園、建築物等）は特定路外駐車場から除外しています。

④バリアフリー新法の届出免除

特定路外駐車場に該当する場合は、バリアフリー新法12条第1項に基づき届けなければならないと規定されています。ただし、駐車場法との届出義務と二重に課すことを排除する

ため、駐車場法第12条の届出にバリアフリー新法第12条第1項ただし書きに基づく定められた書面を追加することでバリアフリー新法における届出義務を免除することとしています。

(3) 路外駐車場を設置する際に適合しなければならない基準

①駐車場法

自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場を設置する場合は、建築基準法そのほかの法令の規定によるほか、駐車場法施行令で定める技術基準に適合させなければなりません。(駐車場法第11条)(→詳細はP10からP16を参照ください。)

※ 自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場であって駐車料金を徴収しない場合は、技術基準に適合させる必要がありますが、届出は必要ありません。料金を徴収する要件も加わって初めて届出対象駐車場となります。

②バリアフリー新法

自動車の駐車のために供する部分の面積の合計が500㎡以上の路外駐車場であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収する(いずれの場合も建築物である駐車場、建築物又はその敷地に設けられる駐車場を除く。)特定路外駐車場を設置する場合、または既設の駐車場を変更した結果、特定路外駐車場にあてはまることとなる場合は、国土交通省令で定める構造、設備の技術基準(路外駐車場移動等円滑化基準)に適合しなければなりません。(バリアフリー新法第11条第1項)

(→詳細はP17からP18を参照ください。)

※ 建築物に付随して整備する駐車場のバリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準については、所沢市建築指導課に確認ください。

③埼玉県福祉のまちづくり条例

埼玉県福祉のまちづくり条例の基準については、「埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブック」(埼玉県福祉部福祉政策課発行)を参照してください。

※ 埼玉県福祉のまちづくり条例の手続きについては、埼玉県HPの「福祉のまちづくり条例に基づく届出の内容」(埼玉県福祉部福祉政策課)に掲載されています。



<福祉のまちづくり条例に基づく届出の内容>埼玉県HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/kenko/fukushi/fukushi/machizukuri/fukushijore/index.html>

2. 設置届出等の事務手続き

(1) 路外駐車場設置届出書等の届出

路外駐車場管理者に路外駐車場設置届出書、関係図書及びそのほか付属書類を作成し、着工前に正副2部を届け出してください。申請駐車場が技術的基準によるものかを確認後、収受印を押印した届出書の副本を返却します。また、バリアフリー新法の「路外駐車場設置（変更）届出書」に添付する書面を合わせて届け出してください。

また、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく路外駐車場の届出書も同時に所沢市都市計画課に提出してください。、所沢市都市計画課から埼玉県福祉政策課へ送付し、埼玉県が届出書を審査・受理する手続きとなります。

【新設の際に必要なとする書類】

ア. 路外駐車場設置届出書：様式・記載例は様式集を参照

イ. 路外駐車場管理規程届出書：様式・記載例は様式集を参照

ウ. バリアフリー新法に係る路外駐車場届出に添付する書類：様式・記載例は様式集を参照

エ. 埼玉県福祉のまちづくり条例に係る書類

*各書類に添付する書類（図面・チェックリスト等）はP9を参照

(2) 届出書・図面審査

路外駐車場設置届出書等に不備があった場合は、速やかに修正して再提出してください。

(3) 届出書受理

路外駐車場設置届出書等に不備がなく、申請駐車場が技術的基準によるものかを確認後、受理し、届出の受理を通知します。受理通知後に工事着工してください。

(4) 立入検査

必要に応じて現地駐車場の検査を行う場合があります。（駐車場法18条、バリアフリー新法53条第2項）

(5) 適合確認（届出書（副）返却）

書類審査や立ち入り検査の結果、駐車場法施行令に基づく技術基準及びバリアフリー新法に基づく国土交通省令の路外駐車場移動等円滑化基準に適合している場合は、駐車場の供用開始までに収受印を押印した届出書の副本を返却します。

(6) 是正命令

書類審査や立ち入り検査の結果、適合基準が満たされていない場合は、基準に適合するよう速やかにその措置を講じるよう是正命令を行ないます。（駐車場法第19条、バリアフリー新法第1

2条第3項)措置を講じ、適合基準を満たした場合は、駐車場の供用開始までに収受印を押印した届出書の副本を返却します。

(7) 管理規程の審査

管理規程の項目が決定後、供用開始後10日までに管理規程を正副2部作成し届け出てください。(駐車場法第13条第1項)なお、(1)路外駐車場設置届と合わせて届け出することもできます。

届出後、駐車場法第13条第2項各号、駐車料金の額の基準、供用時間等の明示について確認後、収受印を押印した届出書の副本を返却します。

(8) 届出事項・管理規程の変更

駐車場施設の増改築及び駐車場台数の変更等が発生する場合は、原則として着工前に変更届を正副2部作成し、提出してください。

管理規程に定めた事項(駐車料金、営業時間等)を変更したときは、変更後10日までに変更した管理規程を正副2部作成し提出してください。(駐車場法第13条第4項)

変更した管理規程の届出書は、駐車場法第13条第2項各号駐車料金の額の基準、供用時間等の明示について確認後、収受印を押印した届出書の副本を返却します。その後の事務手続きは新設の場合と同様になります。

【届出後の内容変更により必要となる書類】

ア. 路外駐車場変更届出書:施設の増改築、駐車場台数の変更

(変更事項について、赤字で記入し、添付図面等は変更事項に係るもののみ添付)

イ. 路外駐車場管理規程変更届出書:駐車料金、営業時間、管理法人等を変更する場合

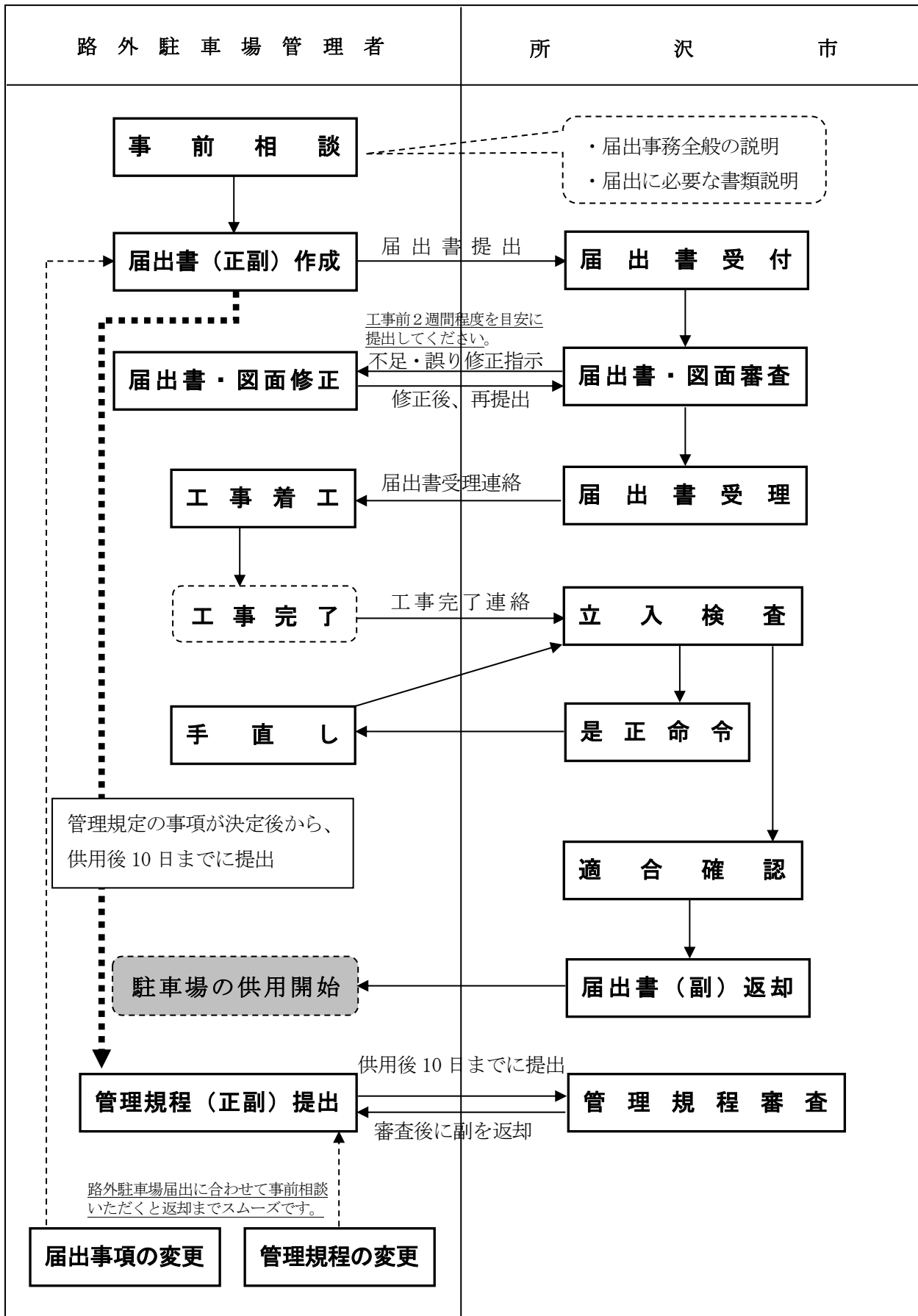
(変更事項について、変更前を黒字、変更後を赤字で併記。変更後の管理規程を添付)

ウ. 路外駐車場休止(再開、廃止)届出書

(9) 駐車場の休止・廃止の届出

供用開始後に路外駐車場の全部又は一部の供用を休止又は廃止したときは、休止又は廃止後10日までに、該当する届出書の正副2部を提出してください。また、再開したときも再開届を同様に提出してください。(駐車場法14条)

路外駐車場の設置・変更等届出事務の標準フロー



3. 路外駐車場の届出に必要な書類と部数

(1) 路外駐車場届出書類一覧

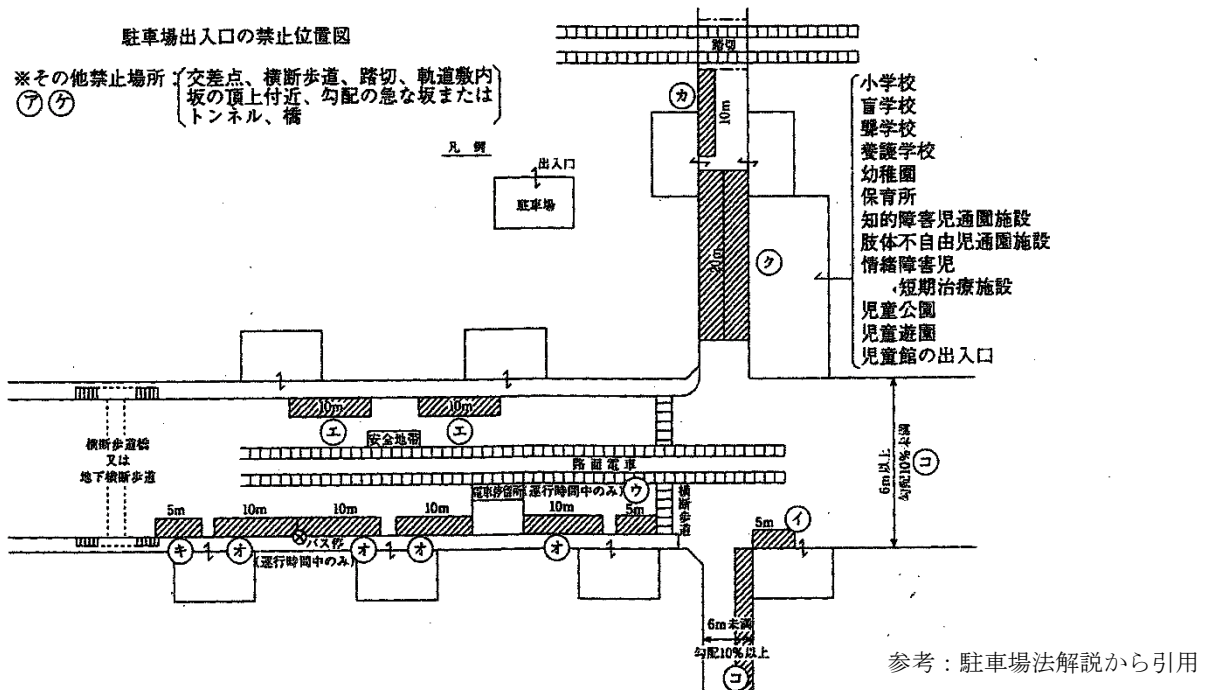
	必要書類	駐車場法 駐車場が建築物	駐車場法、バリアフリー新法 駐車場が建築物以外
設置届出関係	設置届出書	2部	2部
	特定路外駐車場ただし書に基づく設置届出書		2
	位置図（縮尺1/10,000以上）	2	2
	平面図（縮尺1/200以上） - 駐車場の区域（一般公共の用に供される部分及び一般公共以外の用に供される部分の範囲）を記入 - 出入口、車路（幅員、路面の仕上げ状況）そのほか主要な施設（事務所、料金所、照明装置、警報装置等）を記入 - 周辺道路等の状況（前面道路、バス停、横断歩道交差点そのほか政令に定められているもの）を記入 - なお、周辺道路等の状況については、必要に応じて別図で表示しても可。（住宅地図等） - 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の位置を記入（バリアフリー新法関連）（建築物の場合は除く） - 路外駐車場移動等円滑化経路を記入（バリアフリー新法関連）（建築物の場合は除く）	2	2
	大臣認定書の写し（令第7条第2項 自動車の出口及び入口）*1	2	2
	各階平面図（縮尺1/200以上）	2	
	立面図（縮尺1/200以上）[2面以上]	2	
	断面図（縮尺1/200以上）[2面以上]	2	
	屈曲部、傾斜部等の詳細図（縮尺1/200以上）	2	
	建築確認済書の写し（建築物に附置する届出駐車場）	2	
	機械式駐車施設の場合	大臣認定書の写し	
		仕様図または全体組立図	
		特殊装置計画書	
	路外駐車場の構造及び設備ならびに届出に関するチェックリスト	2	2
	特定路外駐車場の構造及び設備に関するチェックリスト		2
管理規程	管理規程届	2	2
	建築検査済証の写し	2	
	定期（月極）駐車契約書（定期契約部分がある場合）	2	2
	業務（管理）委託契約書（委託する場合）	2	2
	駐車場法に基づく管理規程チェックリスト	2	2
その他	※所轄警察署との協議記録（任意） 日時、協議先、担当者、内容、その後の対応状況等 を簡潔に記載したもの。様式は自由。	2	2

※1 施行令第7条第2項の大臣認定を受けた場合

4. 路外駐車場の構造及び設備に関する技術的基準

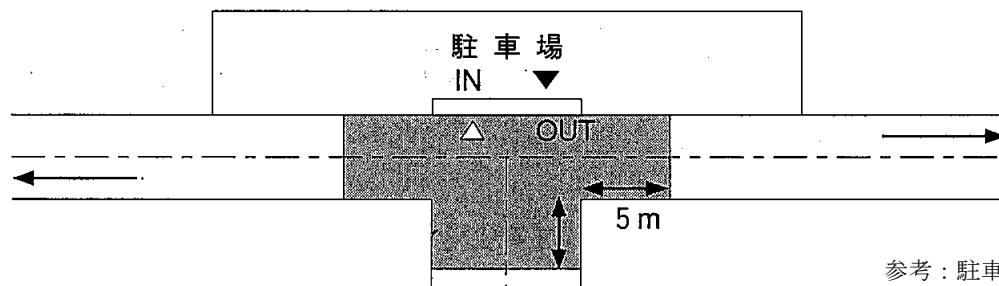
(1) 出口及び入口を設けることができない箇所

路外駐車場の出口及び入口を設けることができない箇所は、以下の下の①～⑪の箇所が該当します。なお、駐車場法施行令第7条における、道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分については、以下の①～⑥の箇所が該当します。



- ① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ② 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分
- ③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
- ④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
- ⑤ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- ⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
- ⑦ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分
- ⑧ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵のほかこれに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。）
- ⑨ 橋
- ⑩ 幅員が6m未満の道路
- ⑪ 縦断勾配が10%を超える道路

(2) 国土交通大臣の認定により出口又は入口の設置が可能な箇所



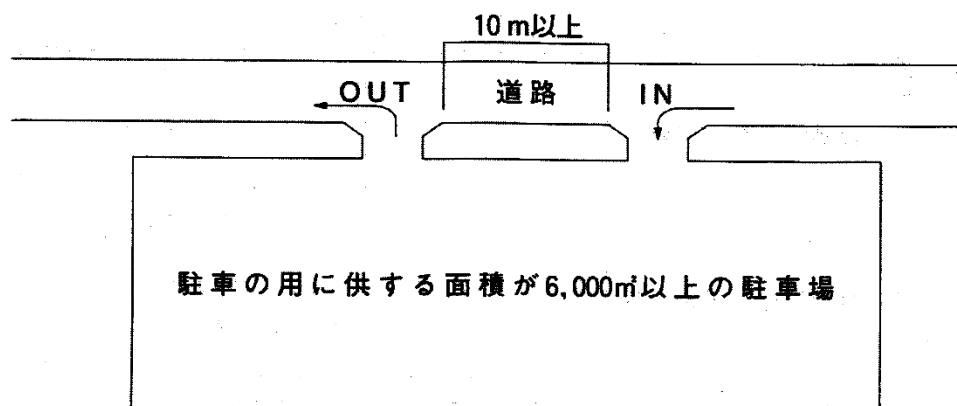
- ① 交差点の側端又はそこから5 m以内の道路の部分、トンネル、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10 m以内、乗合自動車の停留所から10 m以内、橋、幅員6 m未満の道路については、道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと国土交通大臣が認めたものに限り路外駐車場の出入口を設けることができます。

※具体的にいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者、埼玉県公安委員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることとなります。
なお、この国土交通大臣の認定手続きは、関東地方整備局に委任されています。

(3) 路外駐車場の前面道路が2以上ある場合

路外駐車場の前面道路が2以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、自動車の交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければなりません。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、そのほか特別の理由があるときはこの限りではありません。

(4) 入口と出口の隔離

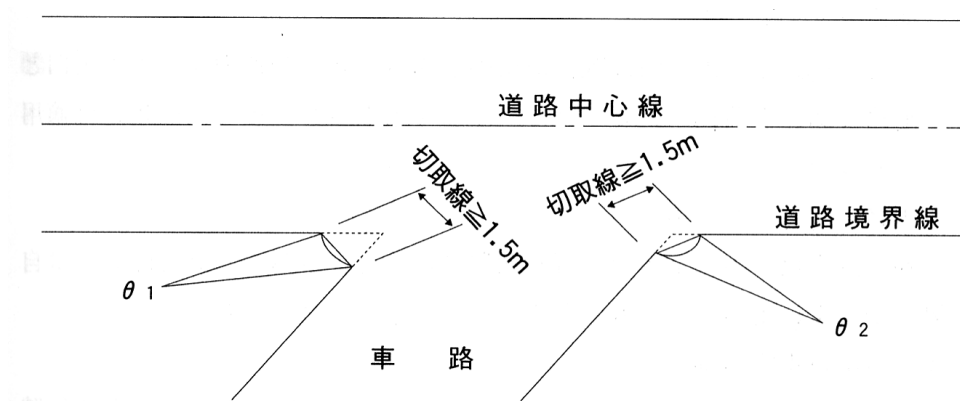


参考：駐車場法解説から引用

- ① 自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、入出庫が多くなるため、出入口を分離し、かつ10m以上の間隔をとることにより道路交通の安全と円滑化を確保するものとしています。

※ただし、自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯等によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を10m未満とすることも可能です。

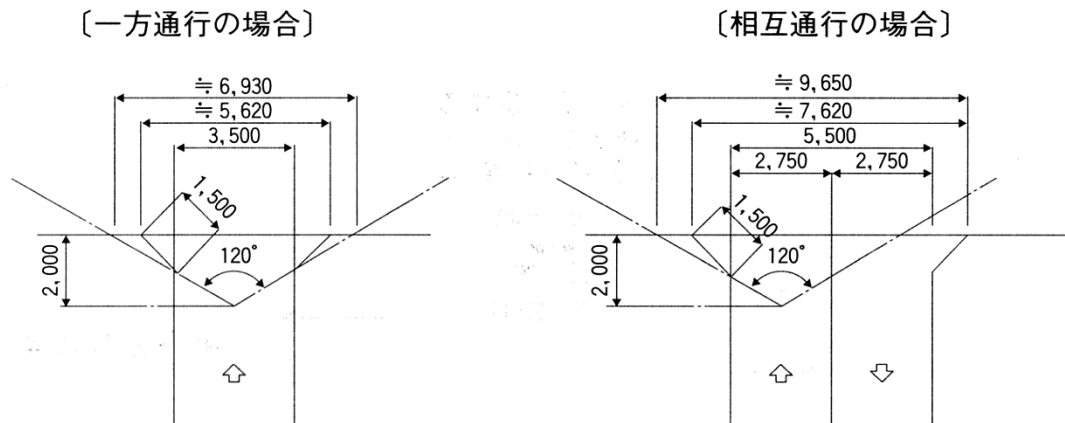
(5) 出口又は入口の隅切り



参考：駐車場法解説から引用

- ① 自動車の出口又は入口において自動車の回転を容易にするために必要があるときは、隅切りが義務付けられています。この場合において、切取線と車路と角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上としなければなりません。また、車路は、当然のことながら前面道路に直角に設置することが望ましいとされています。

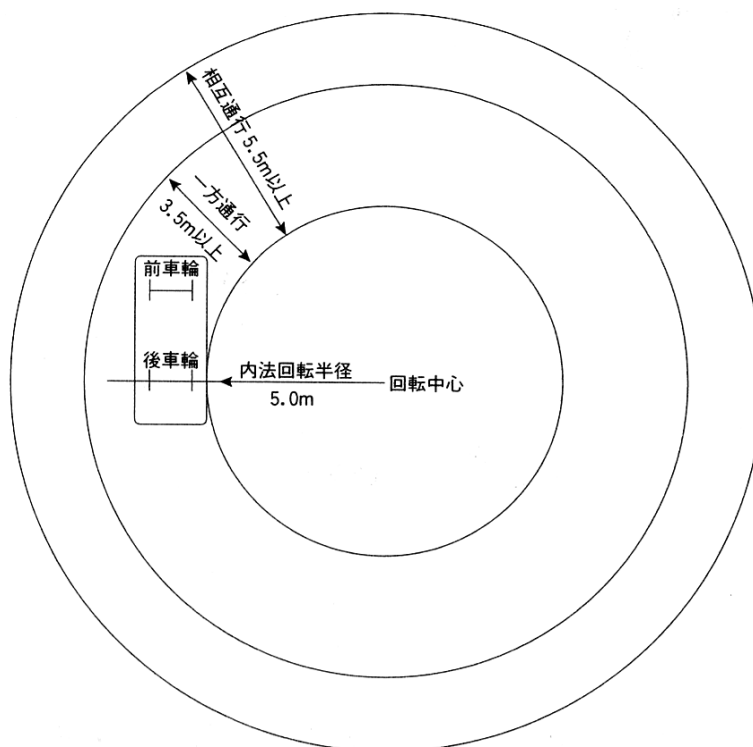
(6) 出口付近の構造



参考：駐車場法解説から引用

- ① 駐車場の出口付近では出庫車両の動線と道路を歩いている人との動線がクロスするため、十分な安全性を確保する必要があります。このため、自動車の出口付近の構造は、当該出口から2 m後退した自動車の車路の中心線上1.4 mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する人を確認できるように視距を確保しなければなりません。一方通行にあつては、約6.9 m、相互通行にあつては約9.7 mの見開きが必要です。

(7) 車路



参考：駐車場法解説から引用

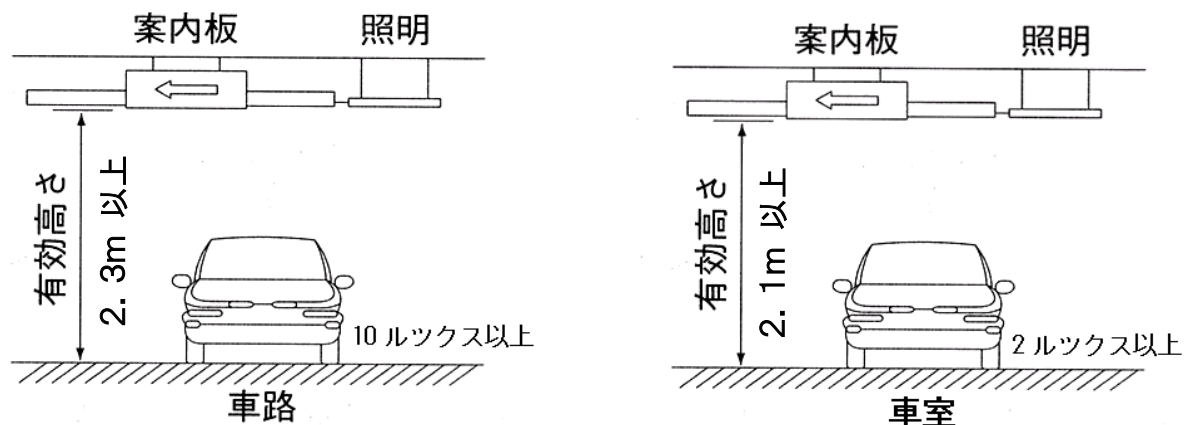
- ① 自動車の車路の幅員は、5.5 m（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、3.5 m）以上としなければなりません。ただし、一方通行の車路にあつては、3.5 m（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、2.25 m）以上とすることができます。

路外駐車場は不特定多数の者が利用するため、車路の設計に際しては自動車が安全に走行できるものとするのが求められています。幅員5.5 mが安全に相互通行できる最小値であり、一方通行時における3.5 mは走行車両に対して歩行者の待避し得る最小であるということを考慮して設計しなければなりません。

- ② 建築物の場合、屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車が5.0 m以上の内のり半径で回転できる構造でなければなりません。

内のり回転半径とは、後輪の車軸延長線上に回転中心を置き、その回転中心から半径5.0 m以上の軌跡をいいます。一方通行であればさらにその外側に3.5 m以上、相互通行であれば5.5 m以上を加えた同心円が有効幅員として見なされることに留意してください。

(8) はり下の高さ・床面の照度（建築物の場合）



参考：駐車場法解説から引用編集

- ① 車路はスロープ部による自動車の傾き、あるいは走行中のバウンド等を考慮し、はり下の必要寸法を駐車のに供する部分の2.1mより0.2mの余裕を加えて2.3mとする必要があります。なお、はり下の高さとは建築設備も含む有効高さであることに注意してください。

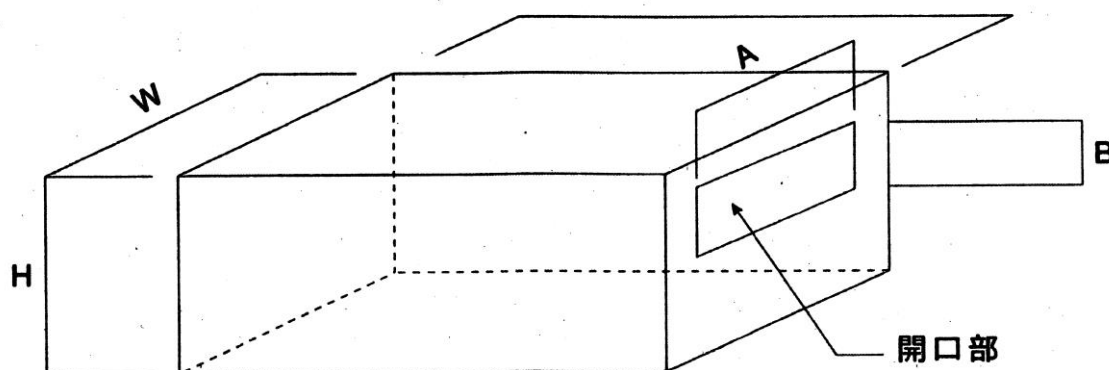
また、避難上最小限の明るさを確保するために車路の路面は10ルックス以上、自動車の駐車のに供する部分の床面は2ルックス以上の照度を保つための照明装置を設ける必要があります。

(9) 換気装置（建築物の場合）

換気能力は下記の値以上とする必要がある。

機械換気の場合：必要換気量 $V \geq 14 \times W \text{ (m)} \times L \text{ (m)}$

自然換気の場合：開口部の面積 $A \times B \geq W \text{ (m)} \times L \text{ (m)} / 10$



参考：駐車場法解説から引用

- ① 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積 1 m^2 につき毎時 14 m^3 以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければなりません。（機械換気）
ただし、窓そのほかの開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の 10 分の 1 以上であるものについては、この限りではない。（自然換気）
※対象面積については車室及び車路等も含みます。

(10) 避難階段（建築物の場合）

建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のために供する部分を設けるときは、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければなりません。

(11) 防火区画（建築物の場合）

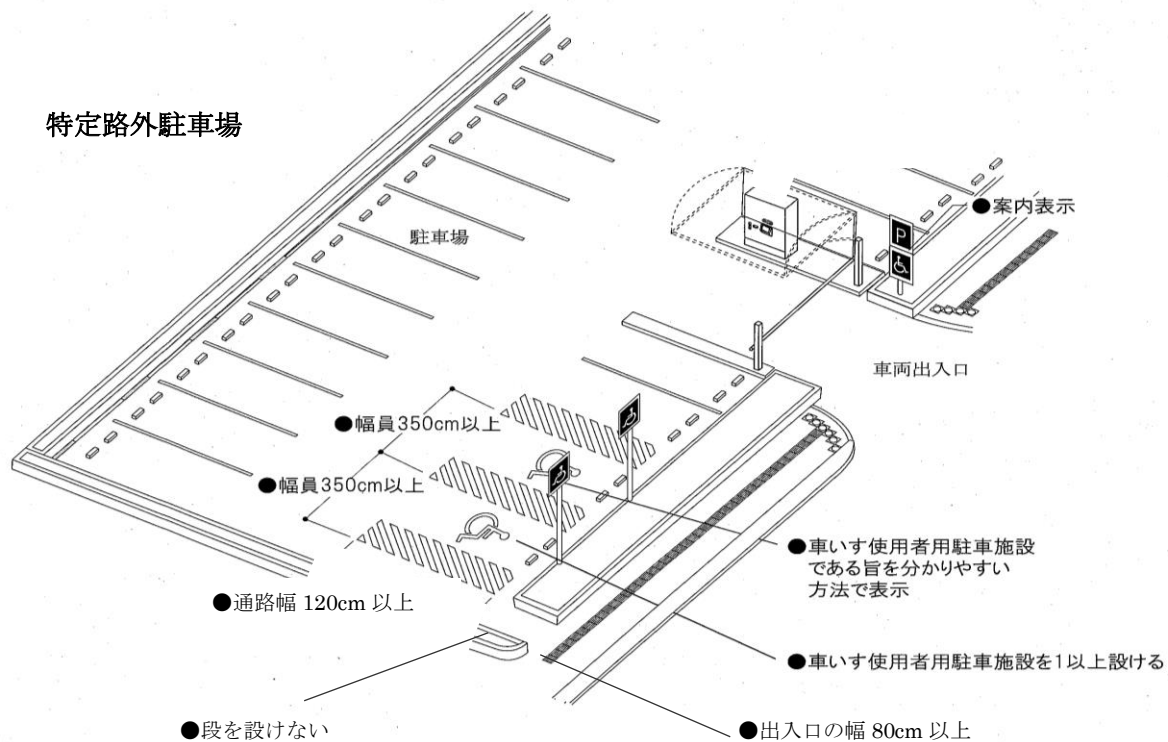
建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）によって区画しなければなりません。

(12) 警報装置（建築物の場合）

建築物である路外駐車場には、自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければなりません。

5. 特定路外駐車場の構造及び設備の基準

(1) 特定路外駐車場の構造



参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用編集

- ① 特定路外駐車場には、**区分に応じ定める数以上の**路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設）を設けなければならない。（幅が 350 c m 以上のもの）

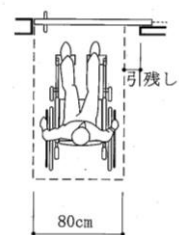
**区分に応じ定める数：200 台以下 2/100 以上、
200 台越え 1/100+2 台 （いずれも小数点切り上げ）**

ただし、車いす使用者駐車場の必要数算出にあたっての駐車施設は、普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び積卸しを主たる目的とするもの、観光バス等の大型自動車及び自動二輪車専用の駐車場は除く。

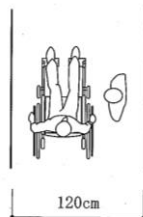
- ② 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- ③ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。
- ④ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち 1 以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）にしなければならない。
- ⑤ 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

(2) 通路・経路

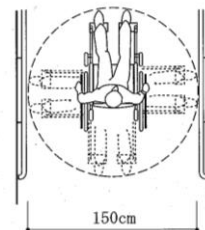
車椅子の動作寸法



車いす使用者が通過できる寸法



車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法

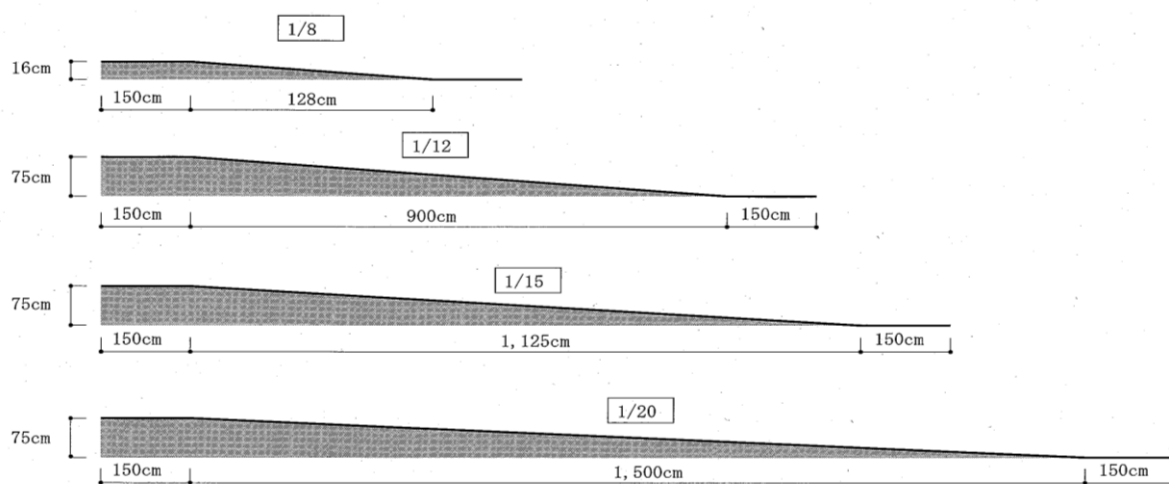


車いす使用者が回転できる通路寸法

参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用

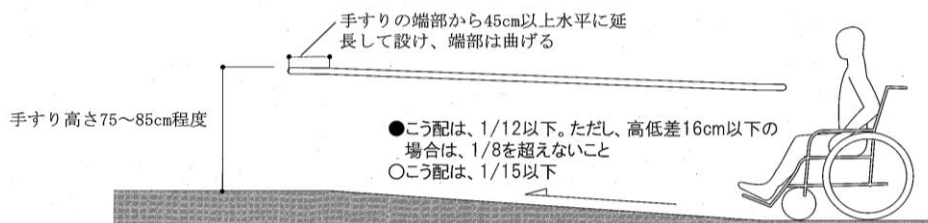
- ① 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80 c m以上とすること。
- ② 通路幅は、120 c m以上とすること。
- ③ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

(3) 傾斜路



傾斜路のこう配

高さ75cm以内ごとに踊場を設ける。



参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用

- ① 幅は、段に代わるものにあつては 120 c m 以上、段に併設するものにあつては 90 c m 以上とすること。
- ② 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 c m 以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。
- ③ 高さが 75 c m を超えるもの（勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 75 c m 以内ごとに踏幅が 150 c m 以上の踊場を設けること。
- ④ 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 c m を超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

（４）特殊の装置

- ① 予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、省令 2 条、3 条の規定による構造又は設備と同等以上の能力があると認める場合においては適用しない。

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令抜粋

（路外駐車場車椅子使用者用駐車施設）

第二条 特定路外駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、専ら道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三条に規定する普通自動車」という。）以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りではない。

一 当該特定路外駐車場に設ける駐車施設（普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の数が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

二 当該特定路外駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

2 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチm以上とすること。

二 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

三 次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

（路外駐車場移動等円滑化経路）

第三条 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

二 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、八十センチm以上とすること。

三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチm以上とすること。

ロ 五十m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチm以上、段に併設するものにあつては九十センチm以上とすること。

ロ 勾（こう）配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチm以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチmを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチm以内ごとに踏幅が百五十センチm以上の踊場を設けること。

ニ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチmを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

6. 駐車場管理規程

(1) 管理規程の届出について

路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとする時は、業務の運営の基本となる管理規程を定め、供用開始後 10 日までに届け出てください。

※新設の際に必要な書類一覧は P 9 を参照

(2) 管理規程の記載事項について

駐車場法第 13 条第 2 項各号に規定される以下の事項を記載する。

- ・ 路外駐車場の名称
- ・ 路外駐車場の管理者の氏名及び住所
- ・ 1 日における供用開始時刻、終了時刻及び休日
- ・ 駐車料金に関すること
- ・ 供用契約に関すること→事故発生時の対応等
- ・ そのほか、必要と思われること→構造上駐車できない自動車等

(3) 設置届出以後の各種届出について

① 休止の届出（法 14 条）

路外駐車場の休止（全部、一部）、再開した時は休止後 10 日までに届け出てください。

② 廃止の届出

路外駐車場を廃止した時は、廃止後 10 日までに届け出てください。

(4) 各種届出に必要な書類一式

変更の内容	必 要 書 類	添 付 書 類
管理者の変更	路外駐車場変更届出書	
管理者の住所等の変更	路外駐車場設置変更届出書 管理規程一部変更届	
駐車場の名称変更	路外駐車場設置変更届出書 管理規程一部変更届	
規模、構造、設備の変更	路外駐車場設置変更届出書	変更事項に係る図面 大臣認定書（必要に応じて）
従業員数の変更	路外駐車場設置変更届出書	
駐車料金の変更	管理規程一部変更届出書	理由書、決算書等
供用時間、供用契約、省令で定められた事項	管理規程一部変更届出書	定期契約の変更の場合は契約書

様式集

各種様式及びチェックリスト等

下表の書類を次頁以降に掲載しました。なお、編集可能なデータは同ホームページ内からダウンロードできます。

様式番号	書類名称
様式 1	路外駐車場設置（変更）届出書
様式 1 記入例	路外駐車場設置（変更）届出書（記入例）
様式 2	路外駐車場の構造及び設備ならびに届出に関する チェックリスト
様式 3	路外駐車場（全部・一部）休止届
様式 4	路外駐車場廃止届
様式 5	路外駐車場再開届
様式 6	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項 ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面
様式 6 記入例	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 2 項 ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面 （記入例）
様式 7	特定路外駐車場の構造及び設備に関するチェックリスト
様式 8	路外駐車場管理規程届
様式 9	路外駐車場管理規程一部変更届
駐車場管理規程	駐車場管理規程（作成例）
様式 1 0	駐車場管理規程チェックリスト

路外駐車場設置（変更）届出書

(宛先) 所沢市長

令和 年 月 日

駐車場管理者の住所及び氏名（法人にあってはその所在地並びに名称及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

駐車場法第 12 条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称							
2 駐車場の位置							
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル					
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積（A+B+C+D）	平方メートル					
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積（A）	一般公共の用に供する部分	四輪車（注）専用	(駐車台数)	平方メートル 台	
				特定自動二輪車専用	(駐車台数)	平方メートル 台	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
					四輪車 駐車台数	台	
					特定自動二輪車 駐車台数	台	
				小計	平方メートル		
				それ以外の部分	四輪車専用	(駐車台数)	平方メートル 台
					特定自動二輪車専用	(駐車台数)	平方メートル 台
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
						四輪車 駐車台数	台
		特定自動二輪車 駐車台数	台				
		小計	平方メートル				
		車路等の面積（B）		平方メートル			
		b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積（C）	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	(駐車台数)	平方メートル 台
特定自動二輪車専用	(駐車台数)				平方メートル 台		
四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル						
	四輪車 駐車台数				台		
	特定自動二輪車 駐車台数				台		
小計	平方メートル						
それ以外の部分	四輪車専用				(駐車台数)	平方メートル 台	
	特定自動二輪車専用				(駐車台数)	平方メートル 台	
	四輪車及び特定自動二輪車併用				平方メートル		
					四輪車 駐車台数	台	
特定自動二輪車 駐車台数	台						
小計	平方メートル						
車路等の面積（D）			平方メートル				

3 規 模		駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定 自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台	
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車 専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定 自動二輪車併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
	特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計	平方メートル					
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る駐車場 法施行令第15条の規定 による認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始（予定）日					

(注) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

記載例

路外駐車場設置（変更）届出書

(宛先) 所沢市長

駐車場管理者の住所及び氏名（法人にあってはその所在地並びに名称及び代表者の氏名）

管理者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記載する

住所
所沢市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社
代表者 〇〇 〇〇

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

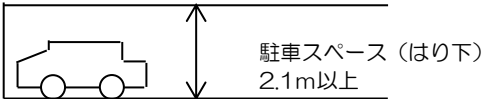
1	駐車場の名称	〇〇〇〇〇パーキング			
2	駐車場の位置	所沢市〇〇町〇〇丁目〇〇番地			
3 規模	イ 駐車場の区域の面積	1215.98平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積（A+B+C+D）	2056.34平方メートル			
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積（A）	一般公共の用に供する部分	四輪車（注）専用	1320.00平方メートル （駐車台数 82台）
				特定自動二輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	1320.00平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用
	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積（C）	一般公共の用に供する部分	特定自動二輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計				115.00平方メートル	
	車路等の面積（B）	120.36平方メートル			
	車路等の面積（D）	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル （駐車台数 台）	
特定自動二輪車専用			65.00平方メートル （駐車台数 13台）		
四輪車及び特定自動二輪車併用			62.50平方メートル		
			四輪車 駐車台数 5台		
			特定自動二輪車 駐車台数 5台		
小計			127.50平方メートル		
	四輪車専用	62.50平方メートル （駐車台数 5台）			
	特定自動二輪車専用	15.00平方メートル （駐車台数 3台）			
	四輪車及び特定自動二輪車併用	25.00平方メートル			
		四輪車 駐車台数 2台			
		特定自動二輪車 駐車台数 6台			
	小計	102.50平方メートル			
	車路等の面積（D）	270.98平方メートル			

3 規模		駐車のに供する部分の面積の合計 (A+C) 一般公共の用に供する部分 それ以外の部分		四輪車専用	1320.00平方メートル (駐車台数 82台)
				特定自動二輪車専用	65.00平方メートル (駐車台数 13台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	62.50平方メートル
					四輪車 駐車台数 5台
				特定自動二輪車 駐車台数 5台	
				小計	1447.50平方メートル
				四輪車専用	177.50平方メートル (駐車台数 13台)
					特定自動二輪車専用
				四輪車及び特定自動二輪車併用	25.00平方メートル
					四輪車 駐車台数 2台
				特定自動二輪車 駐車台数 6台	
				小計	217.50平方メートル
4 構造	イ 建築物である部分	地上10階・地下3階建 (うち駐車場は地下3階～地下1階部分) 建築面積: 1,368.56㎡ 鉄骨・鉄筋コンクリート造 避難階段の数: 1			
	ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装			
5 設備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	有 (垂直循環方式、方向転換装置 (ターンテーブル))		
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号	特殊駐車装置認定第〇〇〇号、第〇〇〇号	
			特殊の装置の名称等	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (製造者: 〇〇〇〇〇(株))	
	ロ それ以外の設備	換気装置、警報装置、消火装置、放送装置、自動料金清算機			
6	附帯業務のための施設	無			
7	従業員概数	8人			
8	供用開始 (予定) 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			

(注) 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備考

- 一 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車のに供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車のに供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極契約等により特定の顧客の駐車のに供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のに供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別 (木造、耐火構造等の別) 及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車のに供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称 (商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に付帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

車室の高さ 施行令 9 条	駐車スペースにおけるはり下の高さ 2.1m 以上。 (建築物の場合)  駐車スペース (はり下) 2.1m 以上	合・否	
避難階段 施行令 10 条	直接地上へ通する出入口のない階には、建築基準法施行令第 123 条第 1 項もしくは第 2 項に規定する避難階段またはこれに設備を設ける。(建築物の場合)	合・否	
防火区画 施行令 11 条	給油所そのほか火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画する。(建築物の場合)	合・否	
換気装置 施行令 12 条	建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積 1 m ² につき毎時 14 m ³ 以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける。ただし、窓そのほか開口部の換気の有効な部分の面積がその階の床面積の 10 分の 1 以上であればよい。(建築物の場合)	合・否	
照明装置 施行令 13 条	車路の路面 10 ルックス以上、駐車部分の床面 2 ルックス以上の照度を保つのに必要な照明装置を設ける。(建築物の場合)	合・否	
警報装置 施行令 14 条	自動車の出入および道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設ける。(建築物の場合)	合・否	
特殊の装置 施行令 15 条	予想しない特殊な装置をつける場合は、国土交通大臣の認定が必要。 ※この節(第 2 章第 1 節構造及び設備の基準)の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造または設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。	合・否	
供用時間・駐車料金の明示 施行令 17 条	利用しようとする者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。	合・否	
駐車ますの寸法 道路構造令解説等	駐車ますは、奥行 5.0m 以上、幅 2.3m 以上(標準 2.5m) ※ 特定路外駐車場(バリアフリー新法第 2 条)の場合は、幅 3.5m 以上(1 ます以上) ※ 附置義務駐車施設(駐車場法第 20 条及び第 20 条の 2)の場合は、各自治体の条例で規定した寸法とする。	合・否	

★の数値について

出口に関して：専ら特定自動二輪車に係る部分(駒止等により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る)

車路に関して：自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車に係る部分である。

令和 年 月 日

(宛先) 所沢市長

駐車場管理者の住所及び氏名(法人にあってはその所在地並びに名称及び代表者の氏名)

住 所

氏 名

路外駐車場(全部・一部)休止届

このことについて、駐車場を休止するので駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

駐車場の名称					
駐車場の位置					
休止の理由					
休止期間	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日 日間
休止台数		全部 ・ 一部 台			
休止する部分の面積		平方メートル			

注1) 正副2部提出してください。

注2) 一部休止の場合は、休止部分のわかる平面図を添付してください。

令和 年 月 日

(宛先) 所沢市長

駐車場管理者の住所及び氏名(法人にあってはその所在地並びに名称及び代表者の氏名)

住 所

氏 名

路外駐車場廃止届

このことについて、駐車場を廃止するので駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

駐車場の名称	
駐車場の位置	
廃止の理由	
廃止年月日	令和 年 月 日

注) 正副2部提出してください。

令和 年 月 日

(宛先) 所沢市長

駐車場管理者の住所及び氏名(法人にあってはその所在地並びに名称及び代表者の氏名)

住 所

氏 名

路外駐車場再開届

このことについて、駐車場を再開するので駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

駐車場の名称	
駐車場の位置	
再開年月日	令和 年 月 日
再開台数	全部 ・ 一部 台
再開する部分の面積	平方メートル

注1) 正副2部提出してください。

注2) 一部再開の場合は、再開部分の平面図を添付してください。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面			
1 規模	駐車場の用に供する部分の 面積	一般公共の 用に供する 部分	平方メートル (駐車台数 台)
2 移動等円滑化のために 必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 台		
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値		
	特殊の 装置	イ 特殊の装置の有無	
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号 特殊の装置の名称等

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 1の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車の駐車場の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送のように供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 2のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 四 2のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 五 2のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

記載例

様式6

第2号様式（第7条第2項関係）

路外駐車場法の駐車場の用に供する部分の面積に一致

（日本工業規格A列4番）

普通自動車以外、荷捌き駐車施設は除外

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第2項（路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面）

1 規模	駐車場の用に供する部分の 面積 1000㎡	一般公共の 用に供する 部分	800 平方メートル (駐車台数 64台)	
2 移動等円滑化のために 必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 2 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 1/12			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無	無し	
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	—
		特殊の装置の名称等	—	

建築物に付随、アクセスする駐車場で建築物の駐車場としてバリアフリー新法が適用される移動円滑化経路では最大値に注意。

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 1の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車の駐車場の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送のように供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 2のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 四 2のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 五 2のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 抜粋
（特殊の装置）

第四条 前二条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

特定路外駐車場の構造及び設備に関するチェックリスト

提出年月日	令和 年 月 日	提出区分		新規・変更	
供用開始予定	令和 年 月 日	前回提出年月日(変更の場合)		昭和・平成・令和 年 月 日	
駐車場の名称					
駐車場の位置					
駐車場管理者					
住 所					
区域の面積	m ²	構 造		備 考	
駐車の用に供する部分の面積・駐車台数		(二輪) m ²		(二輪) 台	
建築物である部分の面積・駐車台数		(二輪) m ²		(二輪) 台	
建築物でない部分の面積・駐車台数		(二輪) m ²		(二輪) 台	
一般公共の用に供する部分の 面積・駐車台数		m ²		台	

根拠法令等	法令の規定による設備の基準	判定	備考
車椅子使用者 用駐車施設 省 令 2 条	① 車椅子を使用している者が円滑に利用することができる区分に応じ て駐車施設を設けている (車椅子使用者用駐車施設の必要算定の際、普通自動車以外の自動車の 駐車のための駐車場は数に含まない) 駐車施設の数が 200 以下の場合：駐車施設の数 の 2% 以上 駐車施設の数 が 200 を超える場合：駐車施設の数 の 1% + 2 以上 ② 路外駐車場車椅子使用者駐車施設について、 - 幅員を 3.5m 以上確保している - 車椅子使用者用の標示をしている	合・否 合・否 合・否	
経路 省 令 3 条	④ 路外駐車場車椅子使用者用施設から道又は公園、広場その他の空地 までの経路のうち 1 以上が、高齢者や障害者等が円滑に利用できる経 路(以下「移動等円滑化経路」という。)となっている ⑤ 移動等円滑化経路について - 経路上に段差を設けていない。段差がある場合、傾斜路を併設して いる - 経路を構成する出入口の幅は、80cm 以上ある - 経路を構成する通路は、幅が 120cm 以上ある - 経路を構成する通路は、50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がな い場所を設けている - 経路を構成する傾斜路は、幅を 120cm 以上確保している(段に併 設する場合は、90cm 以上確保している) - 経路を構成する傾斜路は、勾配が 1/12 を超えていない(高さが 16cm 以下のものについては、1/8 を超えていないか) - 経路を構成する傾斜路は、高さが 75cm を超え、かつ、勾配 1/20 を超えるものについて、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上 の踏み場を設けている。 - 経路を構成する傾斜路は、勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すり を設けている	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	
特殊の装置 省 令 4 条	予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、省令 2 条、3 条の規定による構造又は設備と同等以上の能力があると認める場合におい ては適用しない。	合・否	

令和 年 月 日

(宛先) 所沢市長

駐車場管理者の住所及び氏名(法人にあってはその所在地並びに名称及び代表者の氏名)

住 所

氏 名

路外駐車場管理規程届

このことについて、〇〇駐車場の管理規程を別紙のとおり定めたので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届け出ます。

注) 正副2部提出してください。

令和 年 月 日

(宛先) 所沢市長

駐車場管理者の住所及び氏名(法人にあってはその所在地並びに名称及び代表者の氏名)

住 所

氏 名

路外駐車場管理規程一部変更届

このことについて、〇〇駐車場の管理規定を令和 年 月 日から別紙のとおり変更したので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届け出ます。

注) 正副2部提出してください。

1 名称

〇〇パーキング

所在地 所沢市〇〇番〇〇号

2 駐車場管理者

(1) 所在地 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

(2) 名称 所沢市

(3) 電話 04(2998)9192

(4) 代表者 所沢市長

(5) 住所 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 利用(第7条―第13条)

第3章 駐車料金及び算定等(第14条―第17条)

第4章 引取りのない車両の措置(第18条―第21条)

第5章 保管責任及び損害賠償(第22条―第26条)

第6章 雑則(第27条)

第1章 総則

(通則)

第1条 本駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。

(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用(定期駐車券による利用を除く。)は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者(以下「管理者」という。)の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両(自動二輪車を含む。以下同じ。)は、積載物又は取付物を含めて長さ〇.〇m、幅〇.〇m、高さ〇.〇m及び重量〇tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者(以下「定期駐車券利用者」という。)は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

(1) 徐行すること。

(2) 追い越しをしないこと。

(3) 出庫する車両の通行を優先すること。

(4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

(1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。

(2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。

(3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。

(4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。

(5) 場内において宿泊しないこと。

(6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。

(7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。

(8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。

(9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。

(10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り又は車両を退居させることができる。

(1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり、汚すおそれがあるとき。

(2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり、取り付けているとき。

(3) 著しい騒音や臭気を発するとき。

(4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。

(5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

(1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。

(2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時間区分	料金の額（上限額）
普通時間 午前〇時から午後〇時まで	駐車時間 30 分(30 分未満は 30 分に切り上げる) につき 金〇〇〇円
夜間時間 午後〇時から翌日の午前〇時まで	駐車時間 60 分(60 分未満は 60 分に切り上げる) につき 金〇〇〇円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 定期駐車料金は、次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種類	有効時間	通用期間	料金（上限額）
全日定期駐車券	午前〇時から午後〇時まで	1 ヶ月	円

昼間定期駐車券	午前〇時から午後〇時まで		円
夜間定期駐車券	午後〇時から翌日午前〇時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、

又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であつて、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第22条 管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両を入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

（1）自然災害その他不可抗力による事故

（2）当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

（3）管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

（4）第5条の規定による営業停止等の措置

（5）第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

（この規程に定めない事項）

第27条 この規定に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

管理規程チェックリスト

条 文	管理規程に定めなければならない事項	判定	備考
法 13 条 2 項 1 号	路外駐車場の名称	合・否	
法 13 条 2 項 2 号	路外駐車場管理者の住所及び氏名 (法人にあってはその所在地並びに名称及び代表者の氏名)	合・否	
法 13 条 2 項 3 号 省令 2 条 1 号	供用時間に関する事項 休業日、1 日における供用時間の開始・終了時刻を定める	合・否	
法 13 条 2 項 4 号 省令 2 条 2 号 政令 16 条	駐車料金に関する事項 ・ 駐車料金の額は上限額を持って定める ・ 駐車料金の額の基準は次のとおり ① 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。 ② 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。 ③ 自動車を駐車させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのない額であること。	合・否	
法 13 条 2 項 5 号 省令 2 条 3 号	路外駐車場の供用契約に関する事項 駐車する自動車の滅失・損傷についての損害賠償に関する事項を含むものとする	合・否	
法 13 条 2 項 6 号 省令 3 条 1 項 1 号	構造上、駐車できない自動車	合・否	
法 13 条 2 項 6 号 省令 3 条 1 項 2 号	付帯して行う業務の概要 燃料の販売、自動車の修理そのほか	合・否	

条 文	そのほか対応すべき事項	判定	備考
政令 17 条	駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、供用時間、駐車料金の額を明示しなければならない。	合・否	

条文	そのほか注意事項
法 13 条 4 項	管理規程に定めた事項を変更したときは、10 日までに、届出を出さなければならない。

(参考) 届出対象駐車場の管理者の法廷責務

- ・ 管理規程に定めた供用時間内においては、正当な理由のない限り、供用を拒んではならない[法 15 条 1 項]
- ・ 管理規程に従って業務を運営しなければならない。[法 15 条 2 項]
- ・ 建築基準法第 8 条^{※1}の規程によるほか、構造及び設備を政令で定める技術的基準に適合するよう維持しなければならない。[法 15 条 2 項]
- ・ 駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできない。[法 16 条]

※ 建築基準法 8 条 1 項

建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。